○国土交通省告示第千三百七十四号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十四年十二月三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称
12168	ダイハツ　ＡＢ　Ａ－Ｌ８８０Ｋ	ダイハツ工業株式会社

○国土交通省告示第千三百七十五号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十四年十二月三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称
16439	ホンダ　ＤＡＡ－ＺＦ１	本田技研工業株式会社

○国土交通省告示第千三百七十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年十月二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年十二月三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｇ－2491	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＡＡＬ15Ａ23	ホンダ　ＤＡＡ－ＺＦ２	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山２丁目１番１号

○国土交通省告示第千三百七十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年十月四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年十二月三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｇ－2476	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－ＵＲＳＵＲＦＳＥ６	トヨタ　ＤＢＡ－ＵＲＳ206	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊒Ｇ－2477	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－３ＵＺ－ＦＥ５	トヨタ　ＤＢＡ－ＵＺＳ207	〃

○国土交通省告示第千三百七十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年十月四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年十二月三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｇ－2489	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＢＡＳ07Ａ22	ホンダ　ＤＢＡ－ＪＧ１（過給器付原動機搭載車に限る）、ホンダ　ＤＢＡ－ＪＧ２（過給器付原動機搭載車に限る）	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山２丁目１番１号

○国土交通省告示第千三百七十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年十月五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年十二月三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｇ－2478	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　ＭＡ－ＧＪＦＰ－ＤＢＡ１	マツダ　ＤＢＡ－ＧＪ５　マツダ　ＤＢＡ－ＧＪ５ＦＷ	マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地３番１号
㊒Ｇ－2479	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　ＭＡ－ＧＪＳＨ－ＬＤＡ１	マツダ　ＬＤＡ－ＧＪ２　マツダ　ＬＤＡ－ＦＰ、マツダ　ＬＤＡ－ＧＪ２ＦＷ	〃

○国土交通省告示第千三百八十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年十月五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年十二月三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－58Ｒ－020223	突入防止装置　ＫＹＯＫＵＴＯ　Ｗ１１－0030	極東開発工業株式会社　兵庫県西宮市甲子園口６丁目１－45	

○国土交通省告示第千三百八十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年十月十八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年十一月三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒ＧＳ－543	一酸化炭素等発散防止装置　キセキ　ＥＤＭ－Ｅ４ＤＥ－Ｖ	吸入負圧：4.1kPa　排気圧力：9.8kPa	株式会社井関松山製造所　愛媛県松山市馬木町700番地

○国土交通省告示第千三百八十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年十月十八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年十一月三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒ＴＤＩ－29	運行記録計　ドライブレコーダー　ＤＲＶ－3100	株式会社レゾナント・システムズ　神奈川県横浜市鶴見区平安町２－４－６

○東北地方整備局告示第百七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月三日

東北地方整備局長　徳山日出男

その関係図面は、平成二十四年十二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宮城県本吉郡南三陸町歌津白山一〇〇番一から気仙沼市本吉町津谷長根二〇七番一まで	前	一〇・一〇～九七・八〇（メートル）	一五・〇〇〇（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一〇・一〇～九七・八〇	一五・〇〇〇	
	A	一〇・一〇～一四・〇〇	一・一〇〇	
	B	九七・八〇～一三五・九〇		

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所